

岩 手 県 営 体 育 館 利 用 料 金 表

(R7.4.1改定)

1 施設（アリーナ）の利用料金

区 分			ア リ ー ナ 利 用 料 金					
			普 通 利 用 料 金 （1時間当たり）				個 人 使 用	
			全 館 貸 切 使 用			区分使用	1人4時間までごとに	
			8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	1区分 (アリーナの半分)	普通使用 (1回につき)	回数使用 (11回につき)
入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及び 生徒	円 930	円 1,170	円 1,940	円 680	円 100	円 1,000
		一 般	1,860	2,340	3,900	1,160	110	1,100
	その他の催しに使用 する場合		9,340	11,690	19,510	3,400		
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及び 生徒	1,860	2,340	3,900	960		
		一 般	3,730	4,680	7,790	1,620		
	その他の 催しに使用 する場合	興行として 行なうもの ではない場合	14,000	17,550	29,260	5,340		
		興行として 行なうもの である場合	28,010	35,100	58,530	10,200		
特 別 利 用 料 金			【休日使用料】 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日にその他の催しに使用する場合においては、普通使用料の額の2割に相当する額（100円未満の端数は切り上げる。）を別に徴収する。					

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

- 2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間の1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時のときは17時から21時までの区分の利用料金を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは30以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 3 4月1日から翌年3月31日までの間において、毎週1回以上、かつ、3月以上の期間で、休日以外の日の午前8時から午前10時までの間に使用する場合の区分使用に係る利用料金は、その使用に係る利用料金を一括して前納する場合に限り、次の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表1に掲げる利用料金の額の次の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

3月以上6月未満	95パーセント
6月以上12月未満	85パーセント
12月	75パーセント

- 4 8時から12時までの時間帯において、学校の部活動やスポーツ少年団の活動、学生・生徒のスポーツ活動に利用する場合、アリーナの区分使用料金の1/2の額を適用する。（但し、大会等の開催がない日に限る。）

※この使用料には、消費税が含まれています。

2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分	単 位	利 用 料 金	
		アマチュアスポーツ に使用する場合	その他の催しに使用 する場合
会議室	1時間までごとに	310円	730円
ステージ	1時間までごとに	310	960
選手控室	1室1時間までごとに	260	500
放送設備	1時間までごとに	310	730
電光掲示板	1時間までごとに	370	730
ピアノ	1台1時間までごとに	580	1,180
いす（3人用）	1脚5時間までごとに	30	80
いす（1人用）		20	50
机	1台5時間までごとに	30	80
体操用具	1式1時間までごとに	1,200	2,400
新体操用マット(単体)	1式1時間までごとに	200	420
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	170	370
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	80
テニス用具	1式1時間までごとに	50	100
ハンドボール用具	1式1時間までごとに	50	100
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	80
卓球用具	1式1時間までごとに	80	160
フットサル用具	1式1時間までごとに	50	100
トランポリン	1式1時間までごとに	170	370
シャワー	1回につき	100円	

3 館内行為（条例第4条の規定による場合の使用料） 1人1時間までごとに210円

4 電気料（1時間当り） R7.10.1改定

電気区分	夏季(7～9月)	そ の 他 季 節
全 灯	1,060円	1,010円
1/2灯	530円	510円
1/4灯	300円	290円
1/8灯	130円	130円

※1/8灯はスポットライトです。

※電気料及び暖房料は四半期ごとに改定されます。

5 暖房料（1時間当たり）

場 所	使用区分	金 額
観 客 席		現在使用できません
アリーナ	全点火	5,420円
	半点火	2,710円
	6/7点火	4,650円
	5/7点火	3,870円
	4/7点火	3,100円
	3/7点火	2,320円
	2/7点火	1,550円
	1/7点火	770円